

お知らせ

令和7年(2025年)11月14日

報道機関各位

函館市総務部人事課

(21-3667)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 福祉事務所・一般職 年代 30代
事案の概要	当該職員は、率先して法令を遵守すべき立場にありながら、失念により運転免許が失効したことにより、無免許状態で公用車および私用車を運転し、交通法規違反に係る事案を発生させた。
処分内容	減給3月10分の1
処分年月日	令和7年11月14日
その他特記事項	上記のほか、管理監督責任を理由として、管理監督する立場にあった管理職4人を口頭注意とした。

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667